

1. 会合名	非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 26 年 1 月 22 日（水） 15:30～16:35
3. 議 案	<p>1. 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書について</p> <p>2. 新たな非上場株式の取引制度について</p> <p>3. 現行のグリーンシート銘柄の取扱いについて</p>
4. 主な内容	<p>1. 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書について</p> <p>事務局より、配付資料に基づき、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の概要について説明が行われた。</p> <p>2. 新たな非上場株式の取引制度について</p> <p>事務局より、配付資料に基づき、取扱証券会社の参入要件として、業務及び財産の状況に関する説明書類及び自己資本規制比率の状況に関する書面を自社ホームページ等を通じて公表することを求めることについて説明が行われ、大要以下のような意見が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の証券会社が不適切な行為を行うこと等により、証券会社による非上場株式の取扱いに関する証券業界全体のレピュテーションを低下させることがないよう、会社の沿革を含む業務及び財産の状況に関する説明書類及び自己資本規制比率の状況に関する書面を公表することにより、投資者により証券会社を選択できるような仕組みが必要であると考える。 ・ 自己資本規制比率の状況に関する書面の公表について、自己資本規制比率は、一般に 200%以上であれば、健全であるとされているものの、その高低のみで証券会社の財務の健全性を測ることは必ずしも適当ではない。例えば、小規模な証券会社の場合、固定化していない自己資本の額が大規模な証券会社に比べて相対的に小さいため、日本取引所グループ株式を保有している証券会社は、当該株式が固定化されていない自己資本の額に占める割合が一定以上であると、リスクを 2 倍と認識し、算出する必要があることから、算出された自己資本規制比率に大きく影響することがある。このため、同じ小規模の証券会社であっても日本取引所グループ株式を保有していない会社と比較すると、財務の健全性が大きく低下しているように思われる。このようなことは、投資者に誤解を与える可能性があるため、当該書面を公表することを求めることは適当ではないと考える。 <p>⇒（事務局）当該公表を求めるのは、投資グループへの参加が投資者からの自発的な申出をベースとしているため、投資家が取扱証券会社の情報</p>

	<p>をより入手しやすくする仕組みを設けることが必要との考え方によるものであるので、その点をご理解いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非上場株式の取扱いに当たって、社内ルールの整備や特定の組織の設置などを条件とするのか。 <p>⇒ (事務局) 前回会合にて提案させていただいたとおり、非上場株式の取扱いに当たっては、取扱証券会社において、取扱銘柄の選定要件や投資グループへの参加手続などを定めた取扱要領を策定するとともに、その取扱要領に定める手続を遂行できる体制を整備していただくことを考えている。それ以上の部分については、現時点では、各取扱証券会社の判断に委ねることとし、一律に義務付けることまでは考えていない。</p> <p>取扱証券会社の参入要件に関する基本的な取扱いについては、事務局案にて了承された。</p> <p>3. 現行のグリーンシート銘柄の取扱いについて</p> <p>事務局より、配付資料に基づき、現行のグリーンシート銘柄の取扱いとして、新たな非上場株式の取引制度が創設された場合には、グリーンシート銘柄制度を廃止すること、当該廃止に伴い、3年間程度の経過措置を設けること及び当該廃止がなされた場合における現在のグリーンシート銘柄の取扱い（投資グループ方式を利用するなど）について説明が行われ、大要以下のような意見が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンシート銘柄制度の廃止に当たって、取扱会員による適切な対応がとられないなどにより、グリーンシート銘柄が店頭有価証券になり、既存株主から換金の機会が奪われることができる限りないよう、日証協は、責任を持ってウォッチすべきである。 <p>⇒ (事務局) 現行のグリーンシート銘柄制度の廃止後の取扱いについては、発行会社の希望なども踏まえ、取扱会員とともに十分な対応をしていきたい。</p> <p>現行グリーンシート銘柄の取扱いに関する基本的な考え方について、事務局案にて了承された。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>5. その他</p>	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
<p>6. 本件に関する問い合わせ先</p>	<p>自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8481)</p>